

重要事項説明書

(指定居宅介護支援業務のご案内)

吹田市医師会立ケアプランセンターが提供するサービスについて、事前にご知っておいていただきたい内容を下記に記します。この内容は重要ですので十分ご理解いただきますようお願いいたします。

1. 府の指定内容

指 定 事 業 者 名	一般社団法人 吹田市医師会
事 業 所 名	吹田市医師会立ケアプランセンター
代 表 者 名	御 前 治
所 在 地	吹田市津雲台4丁目1-13
介護保険事業者番号	2771600372
指 定 日	平成11年12月7日
サ ー ビ ス 種 類	指定居宅介護支援事業

2. 運用規定の概要

(1) 事業の目的

吹田市医師会は、適切な運営を確保するために人員および管理運営に関する事項を定め、要介護状態または要支援状態にある方に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とします。

(2) 運営の方針

利用者が要介護状態または要支援状態にあっても、可能な限りその居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう配慮し、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービスおよび福祉サービスが多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう、公正中立な居宅介護支援をおこないます。

(3) 職員の配置（令和7年1月現在）

管理者（主任介護支援専門員）兼 常勤主任介護支援専門員	1名
常勤介護支援専門員	1名
常勤介護支援専門員(非常勤)	1名
事務職員（非常勤）	1名

- ※ 介護支援専門員は、常に身分証を携帯し、利用者および家人から提示を求められたときはいつでも身分証を提示します。
- ※ 厚生労働大臣が定める基準に適合しているため、居宅介護支援費については、別添資料2の通り加算を算定しております。

(4) 営業日および営業時間

- ①営業日 月曜日から金曜日までとします。
※祝日および12月29日から1月3日は休業とします。
- ②営業時間 午前9時から午後5時までとします。
- ③営業時間内の電話、来訪による相談はいつでも受付いたします。
- ④上記営業日、営業時間のほか留守番電話等により24時間連絡が可能な体制としています。

電話番号	06-6872-0900
ファックス番号	06-6872-1199
管理者名	加藤 裕美

(5) サービスの流れ

要介護認定を受ける



居宅介護支援の相談・依頼



契約



市役所へ居宅サービス計画作成依頼の届出



居宅サービス計画の作成

※介護保険サービスの種類・内容・利用料等を説明し、利用者や家人の希望や心身の状態を考慮して作成します。



利用者の同意



各サービス事業者との契約



各サービスの開始

※ 契約の日をもってサービスの開始とします。

(6) 居宅介護支援の内容

- ①常に利用者の意思を尊重し利用者が適切な判断が出来るように、少なくとも1月に1回自宅に訪問し助言致します。なお、双方が必要と認められる際には自宅に訪問することがあります。
- ②常に利用者に提供される居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることが無いように多様な事業者を適正にご紹介致します。
- ③社会資源情報は「吹田市やさしい介護と予防ガイドブック」「吹田市事業者情報（吹田市HP）」などを参考にご提供いたします。
- ④利用者は複数の指定居宅サービス事業者等の紹介を求めることや、居宅サービス計画原案に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることができます。
- ⑤介護サービスの提供にあたり居宅介護サービス事業者、保健医療サービス事業者および福祉サービス事業者と密接な連携に努めます。
- ⑥居宅サービス計画書を作成し、利用者の同意を得たうえで居宅介護サービス事業者に依頼します。
- ⑦居宅サービス計画書に基づいてサービスの進行、管理を行います。
- ⑧その他居宅サービス計画の達成に必要な事項についても、利用者の同意を得たうえで速やかに実施いたします。

(7) 利用者の負担金

居宅介護支援サービスを利用するにあたっての利用者負担金はありません。全額介護保険により負担されます。ただし、保険料の滞納等により保険給付金が事業所に支払われない場合は要介護度に応じて居宅介護支援費をお支払いいただきます。

尚、各加算については加算要件を満たした場合のみ算定し、その都度ご説明いたします。

(8) 通常の事業実施区域 吹田市

(9) 秘密の保持

当ケアプランセンターおよびその従業員は、業務上知り得た利用者および家人の秘密は正当な理由無く第三者に漏洩することの無いよう細心の注意を払って管理いたします。この義務は契約の終了後および当ケアプランセンターの従業員が退職した後も継続いたします。

ただし、サービス利用に際し必要な情報は、個人情報使用同意書をもって関係機関に提出することをご了承いただきます。

(10) 虐待の防止

利用者および家人の人権の擁護・虐待防止等のために次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- ① 虐待防止に関する担当者を選定しています。

虐待防止に関する担当者	管理者 加藤裕美
-------------	----------

- ② 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っています。
- ③ 虐待防止のための指針の整備をしています。
- ④ 従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は速やかにこれを市町村に通報します。

(11) ハラスメント防止について

当事業所は、職員の安全確保と安心して働き続けられる労働環境が築けるようハラスメント防止に向け取り組みます。

- ① 事業所内において行われる優越的な関係を背景とした言動や、業務上必要かつ相当な範囲を超える下記行為は組織として許容しません。

- 1、身体的な力を使って危害を及ぼす（及ぼされそうになった）行為
- 2、個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為
- 3、意に沿わない性的言動、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為
- 4、長時間の拘束による迷惑行為

上記は当該法人職員、居宅サービス事業者、利用者及びその家族が対象となります。

- ② ハラスメント事案が発生した場合、マニュアルなどを基に即座に対応し再発防止会議等により、同時案が発生しないための再発防止策を検討します。
- ③ 職員に対し、ハラスメントに対する基本的な考え方について研修などを実施します。また、定期的に話し合いの場を設け職場におけるハラスメント発生状況の把握に努めます。
- ④ ハラスメントと判断された場合には行為者に対し、関係機関への連絡、相談、環境改善に対する必要な措置、利用契約の解除等の措置を講じます。

(12) 衛生管理等

- ① 事業所において感染症が発生、又はまん延しないように次に掲げる措置を講じます。
- ② 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会をおおむね6か月に一回以上開催するとともにその結果について従業者に周知徹底しています。

③事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。

職員に対し、感染症及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的を実施します。

(13) 身体拘束防止について

センター（事業所にを含む）は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体的拘束その他利用者の行動を制限する行動（以下「身体的拘束」という。）は行いません。やむを得ず身体拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録に残します。

(14) 業務継続計画の策定等について

①感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務計画に従って必要な措置を講じます。

②職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的を実施します。

③定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

(15) 記録の保管

① サービス提供の記録は契約の終了後 5 年間保管します。

② 利用者および家人に限り記録の閲覧を請求することができます。

(16) 事故発生時の対応

居宅介護支援事業所の提供により、利用者に事故が発生したときには、市町村はもとより、関係機関に速やかに連絡を取り適切かつ迅速に対応します。

【市町村（保険者）の窓口】 吹田市役所 高齢福祉室	所在地：吹田市泉町 1-3-40 電話番号：06-6384-1231 受付時間：9：00～17：30
【家族等緊急時連絡先】	氏名（続柄） 住所： 電話番号：

なお、事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名	一般社団法人 全国訪問看護協会
保険名	居宅サービス・居宅介護支援事業者総合補償
保険の概要	賠償責任保険

(17) 利用者自身が判断を下せないとき

利用者自身が判断を下せない状況では、代理人が本契約当事者とします。なお、将来において利用者自身が判断を下せない状況になったときは代理人が身元引受人として判断・対応するものとします。

(18) 契約の解除

① 利用者からの契約の解除

利用者はいつでも契約の解除を申し入れることができます。

② 事業者からの契約の解除

利用者もしくは家人の著しい不信行為があり、利用者と事業者双方が問題解決へと向かう事ができる健全な関係が成立しない場合は事業者からサービスの中止や契約解除を申し入れることができます。

(19) 契約の終了

以下のいずれかに該当するときは契約の終了とします。

① 利用者からもしくは事業者から契約解除の申し入れがあったとき

② 利用者が介護保険施設・地域密着型施設・特定施設等に入所したとき

③ 事業者が介護保険サービスの提案を行ったが利用者および家人がそれを利用しない状況が1ヶ月以上続いたとき

④ 利用者が3ヶ月以上にわたる長期入院されたとき

⑤ 利用者が要介護認定にて要支援もしくは自立と判断されたとき

⑥ 利用者が死亡されたとき

(20) 相談または苦情等の対応

① 苦情に関する窓口を常設し、相談担当者を設けており担当者不在の場合は連絡ノートや転送電話により、常勤主任介護支援専門員がいつでも対応できる体制をとっています。

② 苦情または相談があったとき、利用者の状況を詳細に把握するために利用者を訪問し事情の確認を行います。その相談等の内容に基づき必要に応じて関係者への連絡調整を行うとともに、対応方法を含めた結果を迅速に利用者に報告し、利用者の意向に沿った適切な対応方針を決定します。

③ サービス提供に関わる苦情・相談窓口

吹田市医師会立ケアプランセンター

住所：吹田市津雲台4丁目1-13

電話：06-6872-0900

営業時間：午前9時から午後5時

担当：加藤 裕美

吹田市役所 高齢福祉室

住所：吹田市泉町1-3-40

電話：06-6384-1231

大阪府国民健康保険団体連合会

住所：大阪市中央区常磐町1-3-8

電話：06-6949-5446

第三者による 評価の実施状況	なし	ありの場合		
		実施日		
		評価機関名称		
		結果の開示		
開示の方法				

以上

- 付則 平成26年4月 介護保険改定により一部変更
 平成26年6月 事務所移転により一部変更
 平成26年10月 介護支援専門員増員により一部変更
 平成27年4月 介護保険改定により一部変更
 平成27年6月 代表者の交代により一部変更
 平成30年4月 介護保険改定により一部変更
 令和元年10月 介護保険改定により一部変更
 令和3年4月 介護支援専門員増員及び介護保険改定により一部変更
 令和3年10月 管理者の交代により一部変更
 令和6年4月 介護保険改定により一部変更

上記、重要事項の説明を受け、重要事項説明書（指定居宅介護支援事業所のご案内）を受領しました。

年 月 日

利用者 住所

氏名

代理人 住所

氏名

利用者との続柄

緊急時連絡先【 】

家 族 住所

氏名

緊急時連絡先【 】

事業者 一般社団法人 吹田市医師会
吹田市医師会立ケアプランセンター

代表者 御 前 治

重要事項説明を行った介護支援専門員

重要事項説明書受領書

別紙、重要事項の説明を受け、重要事項説明書（指定居宅介護支援事業所のご案内）を受領しました。

年 月 日

利用者 住所

氏名

代理人 住所

氏名

利用者との続柄

緊急時連絡先【 】

家族 住所

氏名

緊急時連絡先【 】

事業者 一般社団法人 吹田市医師会
吹田市医師会立ケアプランセンター

代表者 御 前 治

重要事項説明を行った介護支援専門員